

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び インターネット附随サービス業 調査票記入注意



政府統計

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の
目的以外に使用されることはありません。

平成27年7月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票の項目で灰色で塗りつぶされている部分がある場合は、その部分に記入する必要はありません。
- ご記入いただきました調査票は、同封の「返信用封筒」を使用して提出してください。
なお、ご記入の内容について問い合わせをすることがありますので、「調査票の記載例」の裏面を記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

<目次>

I. 基本的注意事項	2
II. 調査対象となる事業所	2
III. 調査事項ごとの記入注意	5
1 事業所名及び所在地	5
2 経営組織及び資本金額	5
3 本社・支社別	6
4 年間売上高	6
5 年間売上高の契約先産業別割合	11
6 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	13
7 従業者数	15
参考資料1 「損益計算書」と「年間営業費用」との関係	19
参考資料2 統計法	20

お問い合わせ先

【経済産業省 特定サービス産業実態調査 実施事務局】

[電話番号] 0120-63-1093（通話料無料）

[受付時間] 9:00～19:00（土・日・祝日を除く）

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は黒のボールペンではっきりと、数字は算用数字で記入してください。
- (2) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。また、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。なお、四捨五入の影響で内訳の計と合計が一致しない場合は、最も大きい項目で調整してください。
- (3) 割合を記入する場合は必ず整数で記入してください。例えば、6.3%は6%、1.5%は2%と小数点以下を四捨五入してください。なお、合計は100%とします。四捨五入の影響で100%にならない時は、割合の最も大きい区分で調整してください。ただし、調査項目に「***」がある場合は、必ずしも内訳の和が100%にはなりません。
- (4) 記入後に訂正を行う場合は、記入した数値等の上に横線を引き、その上又は横に正しい数値を記入してください(例: 2,000 ~~3,000~~)。訂正印は必要ありません。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票には「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

II. 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、

- ・日本標準産業分類小分類391—ソフトウェア業
- ・ 同 小分類392—情報処理・提供サービス業
- ・ 同 小分類401—インターネット附随サービス業

のいずれかに属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所であって、かつ、以下の業務を主たる業務として営む事業所が調査の対象となります。

例:

- ・システムインテグレーション、パッケージ、組み込みソフトウェアの開発 → ソフトウェア業
- ・ホームページの制作・SEO対策を行う事業所 → ソフトウェア業
- ・情報処理、システム管理、ネットワーク構築を請け負う → 情報処理・提供サービス業
- ・ASPやSaaSを提供 → 情報処理・提供サービス業又はインターネット附随サービス業
- ・ポータルサイト、インターネット・オークションの運営 → インターネット附随サービス業
- ・他企業から仕入れたゲーム・動画等のコンテンツ提供 → インターネット附随サービス業
- ・電子認証・セキュリティサービスの提供 → インターネット附随サービス業

各業種の解説及び具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 「ソフトウェア業」

- ① 電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス(システムインテグレーションを含む。)
- ② 電子計算機のパッケージプログラム(※)の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス
(※)「パッケージプログラム」とは、プログラムとマニュアルがセットになって箱にパッケージングされているソフトウェア、パソコン等に最初から組み込まれて(インストールされて)出荷されているソフトウェア、ゲーム用ソフトウェアなど
- ③ インターネット・ホームページの制作

◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所はソフトウェア業調査の対象となりません。

- ①その他の電子応用装置製造
- ②情報を記録した物(ビデオディスクレコード、磁気カード等)の製造 → 情報記録物製造
- ③ゲーム用カセット製造、ゲーム用光ディスク製造

(2)「情報処理・提供サービス業」

- ①電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス(顧客が自ら運転する場合を含む。)
- ②電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス(データエントリーサービス)
- ③各種(不動産情報、気象情報、科学技術情報など)のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するデータベースサービス
- ④ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス
- ⑤市場調査、世論調査などの各種調査サービス
- ⑥ASP、SaaS(いずれも自社でソフトウェア開発から一貫して行ったものに限る。)

◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は情報処理・提供サービス業調査の対象となりません。

- ①公認会計士事務所、税理士事務所
- ②ソフトウェアの販売
他の事業所から仕入れたソフトウェア・プロダクトのパッケージ販売のみを行っている事業所
- ③社内業務
専ら、自企業のための社内業務のみを行っている事業所(金融機関の計算部門等)
- ④カスタマサービス業務
顧客や消費者からの問い合わせ、苦情などを電話で受け付ける業務
- ⑤新聞、定期刊行物、テレビ等へのニュースの提供 → ニュース供給業
- ⑥興信所、観光案内業(ガイド)
- ⑦経営コンサルタント業
- ⑧機器などの保守業務 → 機械修理業、電気機械器具修理業
- ⑨LSI製造に係る設計業務 → 機械設計業

(3)「インターネット附随サービス業」

主としてインターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行う事業所であって、他に分類されない以下の事業を営む事業所が調査の対象となります。

①ポータルサイト・サーバ運營業務

ウェブ情報検索サービス、インターネット・ショッピング・サイト運営、インターネット・オークション・サイト運営などの、インターネットを通じて、情報の提供やサーバ等の機能を利用させるサービスを提供する業務

②アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務

他企業から仕入れたソフトウェアをASPとしてインターネット経由で提供する業務(ソフトウェア開発から手がけている場合は、(2)「情報処理・提供サービス業」の対象となります。)

③サーバホスティング・ハウジング業務

保有するサーバをインターネット回線又は専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバシステムの運用、管理等の業務及びインターネットのためのサーバの賃貸、管理等を行うサーバホスティング・ハウ

ジグ業務(ただし、従来型のバッチ処理による計算処理等は、(2)「情報処理・提供サービス業」の対象となります。)

④コンテンツ配信業務

他企業から仕入れた映像、音楽、オンラインゲーム等をインターネットで配信する業務(ただし、不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務は、(2)「情報処理・提供サービス業」の対象となります。)

⑤その他の業務

インターネットを利用する事業等をサポートするサービス業務(課金・決済・回収代行、電子認証サービス、セキュリティサービス等のプラットフォーム事業)

◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所はインターネット附随サービス業調査の対象となりません。

①インターネット通販など、商品を仕入れてインターネットを利用して通信販売を行う業務

→ 卸売業, 小売業

ただし、ダウンロードによるソフトウェア、映像コンテンツ等の販売は、「インターネット附随サービス業」の対象になります。

②インターネット専門銀行 → 普通銀行

③インターネット広告業 → 広告業

④インターネット・ホームページのデザインをする事業所 → デザイン業

⑤ISP(インターネット・サービス・プロバイダ) → その他の固定電気通信業

(参考) 日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

日本標準産業分類

検索

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記 入 注 意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店又は営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。あなたの事業所が本社である場合は、この項目を記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額(又は出資金額)」欄を必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)</u>が1万円未満の場合は<u>四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。)</u>。</p> <table border="1" data-bbox="438 1216 1398 1771"> <tbody> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※) 「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※) 「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※) 「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="440 416 1398 770"> <tr> <td data-bbox="440 416 632 495">1 単独事業所</td> <td data-bbox="632 416 1398 495">他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 495 632 692">2 本 社</td> <td data-bbox="632 495 1398 692">他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 692 632 770">3 支 社</td> <td data-bbox="632 692 1398 770">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>◎以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみの金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成26年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 本社・支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、当該年間売上高には、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。</p> <p>(2)「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>① <u>上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」、「インターネット附随サービス業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</u></p> <p>② 「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「インターネット附随サービス業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」において記載されている業務(2～4頁参照)に基づきますので、該当部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、該当する業務の売上高割合を記入してください。</p>						

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高	<p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業区分（11～13頁参照）に従ってください。</p> <p>(3) 「Ⅲ「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「インターネット附随サービス業務」のうち、売上高が最も多い業務（「主たる業務」といいます（以下同じ）。）のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください（対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。）。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p><ソフトウェア業務></p> <table border="1" data-bbox="443 757 1406 1899"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 757 651 797">業務種類</th> <th data-bbox="651 757 1406 797">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 797 651 1384">受注ソフトウェア開発</td> <td data-bbox="651 797 1406 1384"> <ul style="list-style-type: none"> ○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス（※）やソフトウェアの保守業務も含めてください。 （※）「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案（コンサルティング）から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス ○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。 ○メールマガジンの企画から制作（プログラム作成を含む。）までを一貫して行っている場合はここに含めてください。 ○プログラム作成を含むホームページの制作受注、SEO対策はここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1384 651 1581">ソフトウェア・プロダクツ</td> <td data-bbox="651 1384 1406 1581"> <ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイメージオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 ○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1581 651 1659">業務用パッケージ</td> <td data-bbox="651 1581 1406 1659"> <ul style="list-style-type: none"> ○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクツをいいます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1659 651 1783">ゲームソフト</td> <td data-bbox="651 1659 1406 1783"> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム（単体で内蔵チップのみで起動するものは除く。）等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1783 651 1899">コンピュータ等基本ソフト</td> <td data-bbox="651 1783 1406 1899"> <ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。家電製品等の組み込みソフトも、こちらに含めてください。 </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	受注ソフトウェア開発	<ul style="list-style-type: none"> ○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス（※）やソフトウェアの保守業務も含めてください。 （※）「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案（コンサルティング）から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス ○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。 ○メールマガジンの企画から制作（プログラム作成を含む。）までを一貫して行っている場合はここに含めてください。 ○プログラム作成を含むホームページの制作受注、SEO対策はここに含めてください。 	ソフトウェア・プロダクツ	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイメージオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 ○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。 	業務用パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクツをいいます。 	ゲームソフト	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム（単体で内蔵チップのみで起動するものは除く。）等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。 	コンピュータ等基本ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。家電製品等の組み込みソフトも、こちらに含めてください。
業務種類	内 容 例 示													
受注ソフトウェア開発	<ul style="list-style-type: none"> ○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス（※）やソフトウェアの保守業務も含めてください。 （※）「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案（コンサルティング）から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス ○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。 ○メールマガジンの企画から制作（プログラム作成を含む。）までを一貫して行っている場合はここに含めてください。 ○プログラム作成を含むホームページの制作受注、SEO対策はここに含めてください。 													
ソフトウェア・プロダクツ	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイメージオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 ○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。 													
業務用パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクツをいいます。 													
ゲームソフト	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム（単体で内蔵チップのみで起動するものは除く。）等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。 													
コンピュータ等基本ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。家電製品等の組み込みソフトも、こちらに含めてください。 													

番号	調査事項	記入注意																
4	年間売上高	<p data-bbox="408 226 794 253"><情報処理・提供サービス業務></p> <table border="1" data-bbox="443 253 1402 1563"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 264 651 297">業務種類</th> <th data-bbox="651 264 1394 297">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 297 651 454">情報処理サービス</td> <td data-bbox="651 297 1394 454">○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASPサービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うもの。）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ。）など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 454 651 891">システム等管理運営受託</td> <td data-bbox="651 454 1394 891">○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス ○オペレータ、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。 ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「その他業務」の「サービス業務」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。 ○既成のホームページ更新作業にかかる売上げはここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 891 651 969">データベースサービス</td> <td data-bbox="651 891 1394 969">○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 969 651 1048">インターネットによるもの</td> <td data-bbox="651 969 1394 1048">○インターネット経由でのデータベースの提供業務（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1048 651 1171">その他</td> <td data-bbox="651 1048 1394 1171">○インターネット経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1171 651 1328">各種調査</td> <td data-bbox="651 1171 1394 1328">○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1328 651 1563">その他</td> <td data-bbox="651 1328 1394 1563">○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務 ○ネットワーク構築（LAN・WAN機器の設定を含む。）に係る売上げはここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	情報処理サービス	○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASPサービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うもの。）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ。）など	システム等管理運営受託	○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス ○オペレータ、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。 ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「 その他業務 」の「 サービス業務 」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。 ○既成のホームページ更新作業にかかる売上げはここに含めてください。	データベースサービス	○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務	インターネットによるもの	○インターネット経由でのデータベースの提供業務（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）	その他	○インターネット経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務等	各種調査	○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「 情報処理サービス 」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務	その他	○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務 ○ネットワーク構築（LAN・WAN機器の設定を含む。）に係る売上げはここに含めてください。
業務種類	内容例示																	
情報処理サービス	○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASPサービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うもの。）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ。）など																	
システム等管理運営受託	○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス ○オペレータ、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。 ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「 その他業務 」の「 サービス業務 」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。 ○既成のホームページ更新作業にかかる売上げはここに含めてください。																	
データベースサービス	○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務																	
インターネットによるもの	○インターネット経由でのデータベースの提供業務（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）																	
その他	○インターネット経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務等																	
各種調査	○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「 情報処理サービス 」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務																	
その他	○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務 ○ネットワーク構築（LAN・WAN機器の設定を含む。）に係る売上げはここに含めてください。																	

番号	調査事項	記 入 注 意																				
4	年間売上高	<p data-bbox="408 226 826 255"><インターネット附随サービス業務></p> <table border="1" data-bbox="443 255 1402 2013"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 264 651 293">業務種類</th> <th data-bbox="651 264 1394 293">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 293 651 887">サイト運営業務</td> <td data-bbox="651 293 1394 887"> <p>○一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト（検索サイト、ショッピングサイト等）を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度（アクセス回数）等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務</p> <p>○サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入を得る業務もここに含めます。</p> <p>○音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの制作受注業務（「ソフトウェア業務」の「受注ソフトウェア開発」へ記入してください。） ・書籍、商品等を仕入れて販売サイトを通じて売る通信販売（小売業となります。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 887 651 1229">コンテンツ配信業務</td> <td data-bbox="651 887 1394 1229"> <p>○販売コンテンツの制作を行わずに他から仕入れて、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信し、登録料、利用料を得る業務</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務（「情報処理・提供サービス業」の「データベースサービス」へ記入してください。） ・販売物が物品である場合（小売業となります。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1229 651 1458">ASP業務（ソフトウェア開発を除く）</td> <td data-bbox="651 1229 1394 1458"> <p>○他の会社から仕入れたアプリケーションソフトを、ネットワーク経由で利用者向けに貸与・提供し、対価として利用料を徴収する業務</p> <p>※ただし、以下の業務は「情報処理・提供サービス業」の「情報処理サービス」へ記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア開発から手がけたASP </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1458 651 1576">セキュリティサービス業務</td> <td data-bbox="651 1458 1394 1576"> <p>○セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービス</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1576 651 1655">サーバハウジング業務</td> <td data-bbox="651 1576 1394 1655"> <p>○顧客側が用意したサーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1655 651 1774">サーバホスティング業務</td> <td data-bbox="651 1655 1394 1774"> <p>○あなたの会社が用意したサーバ等の一部又は全部をインターネットを通じて賃貸すること及び当該サーバの管理等を行う業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1774 651 1852">電子認証業務</td> <td data-bbox="651 1774 1394 1852"> <p>○ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1852 651 1930">課金・決済代行業務</td> <td data-bbox="651 1852 1394 1930"> <p>○ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1930 651 2009">その他</td> <td data-bbox="651 1930 1394 2009"> <p>○インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	サイト運営業務	<p>○一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト（検索サイト、ショッピングサイト等）を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度（アクセス回数）等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務</p> <p>○サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入を得る業務もここに含めます。</p> <p>○音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの制作受注業務（「ソフトウェア業務」の「受注ソフトウェア開発」へ記入してください。） ・書籍、商品等を仕入れて販売サイトを通じて売る通信販売（小売業となります。） 	コンテンツ配信業務	<p>○販売コンテンツの制作を行わずに他から仕入れて、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信し、登録料、利用料を得る業務</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務（「情報処理・提供サービス業」の「データベースサービス」へ記入してください。） ・販売物が物品である場合（小売業となります。） 	ASP業務（ソフトウェア開発を除く）	<p>○他の会社から仕入れたアプリケーションソフトを、ネットワーク経由で利用者向けに貸与・提供し、対価として利用料を徴収する業務</p> <p>※ただし、以下の業務は「情報処理・提供サービス業」の「情報処理サービス」へ記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア開発から手がけたASP 	セキュリティサービス業務	<p>○セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービス</p>	サーバハウジング業務	<p>○顧客側が用意したサーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務</p>	サーバホスティング業務	<p>○あなたの会社が用意したサーバ等の一部又は全部をインターネットを通じて賃貸すること及び当該サーバの管理等を行う業務</p>	電子認証業務	<p>○ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務</p>	課金・決済代行業務	<p>○ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う業務</p>	その他	<p>○インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務</p>
業務種類	内 容 例 示																					
サイト運営業務	<p>○一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト（検索サイト、ショッピングサイト等）を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度（アクセス回数）等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務</p> <p>○サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入を得る業務もここに含めます。</p> <p>○音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの制作受注業務（「ソフトウェア業務」の「受注ソフトウェア開発」へ記入してください。） ・書籍、商品等を仕入れて販売サイトを通じて売る通信販売（小売業となります。） 																					
コンテンツ配信業務	<p>○販売コンテンツの制作を行わずに他から仕入れて、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信し、登録料、利用料を得る業務</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務（「情報処理・提供サービス業」の「データベースサービス」へ記入してください。） ・販売物が物品である場合（小売業となります。） 																					
ASP業務（ソフトウェア開発を除く）	<p>○他の会社から仕入れたアプリケーションソフトを、ネットワーク経由で利用者向けに貸与・提供し、対価として利用料を徴収する業務</p> <p>※ただし、以下の業務は「情報処理・提供サービス業」の「情報処理サービス」へ記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア開発から手がけたASP 																					
セキュリティサービス業務	<p>○セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービス</p>																					
サーバハウジング業務	<p>○顧客側が用意したサーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務</p>																					
サーバホスティング業務	<p>○あなたの会社が用意したサーバ等の一部又は全部をインターネットを通じて賃貸すること及び当該サーバの管理等を行う業務</p>																					
電子認証業務	<p>○ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務</p>																					
課金・決済代行業務	<p>○ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う業務</p>																					
その他	<p>○インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務</p>																					

番号	調査事項	記入注意														
4	年間売上高	<p>(4)「Ⅳ 「インターネット附随サービス業務」の年間売上高の収入種類別割合」</p> <p>① この項目は、4Ⅱで「主たる業務」が「インターネット附随サービス業務」であった場合のみ記入してください。4Ⅱの「インターネット附随サービス業務」による年間売上高に占める収入種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください（対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。）。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。</p> <p>② 収入種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="443 566 1406 1480"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 566 651 607">収入区分</th> <th data-bbox="651 566 1406 607">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 607 651 1084" rowspan="4">法人からの収入</td> <td data-bbox="651 607 1406 685">○法人から得る収入（個人事業主から得る収入を含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 685 1406 763">○インターネット広告掲載の対価として得る収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 763 1406 927">○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 927 1406 1005">○サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1005 651 1084">そ の 他</td> <td data-bbox="651 1005 1406 1084">○法人から得る上記以外の収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1084 651 1480" rowspan="4">個人からの収入</td> <td data-bbox="651 1084 1406 1162">○個人消費者から得る収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1162 1406 1326">○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1326 1406 1404">○サイト上で提供するサービスを利用させることにより得られた収入（オークション参加費、有料のゲーム配信など）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1404 1406 1480">○個人から得る上記以外の収入</td> </tr> </tbody> </table> <p>※インターネット附随サービス業の主な業務については、本記入注意の3～4頁をご覧ください。</p>	収入区分	内 容 例 示	法人からの収入	○法人から得る収入（個人事業主から得る収入を含む。）	○インターネット広告掲載の対価として得る収入	○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入	○サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入	そ の 他	○法人から得る上記以外の収入	個人からの収入	○個人消費者から得る収入	○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入	○サイト上で提供するサービスを利用させることにより得られた収入（オークション参加費、有料のゲーム配信など）	○個人から得る上記以外の収入
収入区分	内 容 例 示															
法人からの収入	○法人から得る収入（個人事業主から得る収入を含む。）															
	○インターネット広告掲載の対価として得る収入															
	○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入															
	○サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入															
そ の 他	○法人から得る上記以外の収入															
個人からの収入	○個人消費者から得る収入															
	○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入															
	○サイト上で提供するサービスを利用させることにより得られた収入（オークション参加費、有料のゲーム配信など）															
	○個人から得る上記以外の収入															

番号	調査事項	記入注意																		
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「I「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合」について</p> <p>契約先（取引相手）の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="432 450 1402 1693"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 450 592 495">産業別区分</th> <th data-bbox="592 450 1402 495">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 495 592 607">建設業</td> <td data-bbox="592 495 1402 607">一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 607 592 887">製造業</td> <td data-bbox="592 607 1402 887">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 887 592 999">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="592 887 1402 999">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 999 592 1234">情報通信業（同業者（13頁の（※）参照）を除く）</td> <td data-bbox="592 999 1402 1234">通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1234 592 1346">運輸業，郵便業</td> <td data-bbox="592 1234 1402 1346">鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1346 592 1458">卸売業，小売業</td> <td data-bbox="592 1346 1402 1458">卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1458 592 1626">金融業，保険業</td> <td data-bbox="592 1458 1402 1626">銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1626 592 1693">不動産業，物品賃貸業</td> <td data-bbox="592 1626 1402 1693">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業種例示	建設業	一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業（同業者（13頁の（※）参照）を除く）	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	運輸業，郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）	卸売業，小売業	卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）	金融業，保険業	銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	不動産業，物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業
産業別区分	業種例示																			
建設業	一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																			
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業																			
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																			
情報通信業（同業者（13頁の（※）参照）を除く）	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）																			
運輸業，郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）																			
卸売業，小売業	卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）																			
金融業，保険業	銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）																			
不動産業，物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業																			

番号	調査事項	記入注意																					
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 255 592 300">産業別区分</th> <th data-bbox="592 255 1401 300">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 300 592 584">学術研究，専門・技術サービス業</td> <td data-bbox="592 300 1401 584">学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルティング業、その他の専門サービス業（興信所、翻訳業など））、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 584 592 741">宿泊業，飲食サービス業</td> <td data-bbox="592 584 1401 741">宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業）、飲食店（食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店など）、持ち帰り・配達飲食サービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 741 592 943">生活関連サービス業，娯楽業</td> <td data-bbox="592 741 1401 943">洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業（カラオケボックス業など））</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 943 592 1055">教育，学習支援業</td> <td data-bbox="592 943 1401 1055">学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など））</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1055 592 1256">サービス業</td> <td data-bbox="592 1055 1401 1256">廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業など））、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場など）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1256 592 1335">公 務</td> <td data-bbox="592 1256 1401 1335">国家公務及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1335 592 1447">同 業 者</td> <td data-bbox="592 1335 1401 1447">「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」又は「インターネット附随サービス業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む。）（次頁(※)参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1447 488 1839" rowspan="2">そ の 他</td> <td data-bbox="488 1447 592 1839">その 他 の 産 業</td> <td data-bbox="592 1447 1401 1839">農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1839 592 1839">個 人</td> <td data-bbox="592 1839 1401 1839">契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業種例示	学術研究，専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルティング業、その他の専門サービス業（興信所、翻訳業など））、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業）	宿泊業，飲食サービス業	宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業）、飲食店（食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店など）、持ち帰り・配達飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業（カラオケボックス業など））	教育，学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など））	サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業など））、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場など）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）	公 務	国家公務及び地方公務	同 業 者	「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」又は「インターネット附随サービス業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む。）（次頁(※)参照)	そ の 他	その 他 の 産 業	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。	個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業別区分	業種例示																						
学術研究，専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルティング業、その他の専門サービス業（興信所、翻訳業など））、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業）																						
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業）、飲食店（食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店など）、持ち帰り・配達飲食サービス業																						
生活関連サービス業，娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業（カラオケボックス業など））																						
教育，学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など））																						
サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業など））、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場など）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）																						
公 務	国家公務及び地方公務																						
同 業 者	「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」又は「インターネット附随サービス業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む。）（次頁(※)参照)																						
そ の 他	その 他 の 産 業	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。																					
	個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																					

番号	調査事項	記入注意				
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(※)契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>① あなたの事業所が「ソフトウェア業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業（同業者を除く）」としてください。 <p>② あなたの事業所が「情報処理・提供サービス業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「ソフトウェア業」、「インターネット附随サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業（同業者を除く）」としてください。 <p>③ あなたの事業所が「インターネット附随サービス業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「インターネット附随サービス業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業（同業者を除く）」としてください。 <p>④ 契約先が「ソフトウェア業」か「情報処理・提供サービス業」か「インターネット附随サービス業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>⑤ 「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」及び「インターネット附随サービス業」の業務の定義は、本記入注意の「Ⅱ.（１）、（２）及び（３）」（２～４頁参照）に従ってください。</p>				
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1)「Ⅰ 事業所(企業ではありません。)の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方の金額を消費税額を含めて記入してください。</p> <p>たとえば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合算を記入してください。</p> <p>また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方にある勘定項目は合算して記入してください。（【参考資料1】参照）</p> <p>① <u>年間営業費用には、あなたの事業所の平成26年1月1日から12月31日までの1年間の営業費用について記入してください。</u></p> <p>なお、平成26年1月1日から12月31日までの1年間で記入できない場合は、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 年間営業費用には、営業外費用（支払利息、割引料、為替差損等）は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="432 1603 1406 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1603 592 1648">費用区分</th> <th data-bbox="592 1603 1406 1648">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1648 592 1995">給与支給総額</td> <td data-bbox="592 1648 1406 1995"> <p>○平成26年1月1日から12月31日までの1年間に「役員」へ支給した役員報酬・賞与、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」へ支給した給与（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの（所得税、保険料等控除前））及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>○平成26年1月1日から12月31日までの1年間に「役員」へ支給した役員報酬・賞与、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」へ支給した給与（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの（所得税、保険料等控除前））及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>
費用区分	費用例示					
給与支給総額	<p>○平成26年1月1日から12月31日までの1年間に「役員」へ支給した役員報酬・賞与、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」へ支給した給与（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの（所得税、保険料等控除前））及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>					

番号	調査事項	記入注意																								
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="432 255 592 293">費用区分</th> <th data-bbox="592 255 1402 293">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 293 475 465" rowspan="2">外注費</td> <td data-bbox="475 293 592 465">国内に発注した費用</td> <td data-bbox="592 293 1402 465">○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 465 592 622">国外に発注した費用</td> <td data-bbox="592 465 1402 622">○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 622 592 707">減価償却費</td> <td data-bbox="592 622 1402 707">○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産（ソフトウェア等）などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 707 475 1227" rowspan="3">賃借料</td> <td colspan="2" data-bbox="475 707 592 864">土地・建物</td> <td data-bbox="592 707 1402 864">○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 864 528 1104">機械・装置</td> <td data-bbox="528 864 592 1104">情報通信機器</td> <td data-bbox="592 864 1402 1104">○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）とその附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 1104 592 1227">その他</td> <td data-bbox="592 1104 1402 1227">○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 1227 592 1431">その他の営業費用</td> <td data-bbox="592 1227 1402 1431">○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は19頁を参照してください。</p>	費用区分		費用例示	外注費	国内に発注した費用	○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	国外に発注した費用	○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	減価償却費		○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産（ソフトウェア等）などの償却費を記入してください。	賃借料	土地・建物		○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）とその附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他		○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用		○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など
費用区分		費用例示																								
外注費	国内に発注した費用	○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																								
	国外に発注した費用	○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																								
減価償却費		○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産（ソフトウェア等）などの償却費を記入してください。																								
賃借料	土地・建物		○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																							
	機械・装置	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）とその附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																							
	その他		○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																							
その他の営業費用		○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など																								

番号	調査事項	記入注意															
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成26年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の固定資産取得額を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="416 573 1406 1272"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有形固定資産</td> <td>機械・設備・装置</td> <td>情報通信機器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無形固定資産</td> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資産区分		資産例示	有形固定資産	機械・設備・装置	情報通信機器		その他	土地		無形固定資産	建物・その他の有形固定資産			
資産区分		資産例示															
有形固定資産	機械・設備・装置	情報通信機器															
		その他															
	土地																
無形固定資産	建物・その他の有形固定資産																
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成27年7月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3)「Ⅰ 事業所の従業者数」</p> <p>事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p>															

番号	調査事項	記入注意																
7	従業者数	<p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="432 387 1406 1868"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 387 667 427">雇用形態区分</th> <th data-bbox="667 387 1406 427">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 427 667 853">① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="667 427 1406 853"> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。</p> <p>したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 853 667 1205">② 有給役員</td> <td data-bbox="667 853 1406 1205"> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1205 667 1361">常用雇用者</td> <td data-bbox="667 1205 1406 1361"> <p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成27年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1361 667 1473">③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="667 1361 1406 1473"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1473 667 1630">④ パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="667 1473 1406 1630"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1630 667 1749">※(就業時間換算雇用者数)</td> <td data-bbox="667 1630 1406 1749"> <p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1749 667 1868">⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="667 1749 1406 1868"> <p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。</p> <p>したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成27年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>	③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>	④ パート、アルバイトなど	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。）</p>	※(就業時間換算雇用者数)	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p>	⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	<p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p>
雇用形態区分	内容例示																	
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。</p> <p>したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>																	
② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>																	
常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成27年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>																	
③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>																	
④ パート、アルバイトなど	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。）</p>																	
※(就業時間換算雇用者数)	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p>																	
⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	<p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p>																	

番号	調査事項	記入注意								
7	従業者数	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="432 255 1406 734"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 255 667 297">雇用形態区分</th> <th data-bbox="667 255 1406 297">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 297 667 376"> 総計 (①から⑤の合計) </td> <td data-bbox="667 297 1406 376">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 376 667 533"> 総計(①～⑤の合計)のうち、別経営事業所に派遣している人 </td> <td data-bbox="667 376 1406 533">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 577 667 734"> 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人 </td> <td data-bbox="667 577 1406 734">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="432 779 847 813">(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p data-bbox="464 819 1428 887">例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に「4」と記入します。</p> <p data-bbox="464 898 1310 931">つぎに、事業所の1週間あたりの所定労働時間が40時間の場合は、</p> $24 \times 4 \div 40 = 2.4$ <p data-bbox="464 976 1428 1043">となりますので、「就業時間換算雇用者数」には小数点以下四捨五入して「2」と整数で記入してください。</p> <p data-bbox="424 1088 999 1122">(4)「Ⅱ 「主たる業務」の部門別事業従事者数</p> <p data-bbox="432 1133 1428 1245">① 事業所の事業従事者数のうち「主たる業務」に携わる人数を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="464 1249 1428 1361">(「主たる業務」とは、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「インターネット附随サービス業務」のうち、売上高が最も多い業務をいいます。)</p> <div data-bbox="448 1406 1428 1541" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="464 1417 639 1451"><u>事業従事者数</u></p> <p data-bbox="464 1458 1094 1491">＝「従業者数(Ⅰ欄の従業者数総計(①～⑤の合計))」</p> <p data-bbox="464 1498 1406 1532">－「別経営の事業所に派遣している人」＋「別経営の事業所から派遣されている人」</p> </div> <p data-bbox="432 1574 1428 1686">② 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。 なお、1人が複数の部門の業務に従事している場合には、主たる部門に含めてください。</p>	雇用形態区分	内容例示	総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示									
総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)									
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人									
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人									

番号	調査事項	記入注意																			
7	従業者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 226 651 264">部門区分</th> <th data-bbox="651 226 1390 264">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 264 651 539"> 管理・営業部 </td> <td data-bbox="651 264 1390 539"> ○一般に、総務、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 539 1390 607"> ※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 607 651 674"> 企画部門 </td> <td data-bbox="651 607 1390 674"> ○新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 674 651 763"> システムエンジニア </td> <td data-bbox="651 674 1390 763"> ○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 763 651 819"> プログラマ </td> <td data-bbox="651 763 1390 819"> ○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 819 651 875"> 研究員 </td> <td data-bbox="651 819 1390 875"> ○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 875 651 943"> ユーザーサポート </td> <td data-bbox="651 875 1390 943"> ○サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 943 651 1032"> その他 </td> <td data-bbox="651 943 1390 1032"> ○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人 </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業部	○一般に、総務、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		企画部門	○新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人	システムエンジニア	○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人	プログラマ	○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人	研究員	○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人	ユーザーサポート	○サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人	その他	○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人	<p>(注) 「うち、別経営の事業所から派遣されている人」は、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p>
部門区分	内容例示																				
管理・営業部	○一般に、総務、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。																				
※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)																					
企画部門	○新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人																				
システムエンジニア	○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人																				
プログラマ	○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人																				
研究員	○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人																				
ユーザーサポート	○サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人																				
その他	○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人																				

「損益計算書」と「年間営業費用」との関係

『ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット附随サービス業調査票の場合』

損益計算書 自 平成××年×月×日 至 平成××年×月×日	特定サービス産業実態調査における 「年間営業費用」項目
I 売上高（営業収入）	
II 売上原価（営業原価）	
・人件費	「給与支給総額」
・外注費	「外注費（国内に発生した費用）」 「外注費（国外に発生した費用）」
・減価償却費	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高） ・消耗品費 など	「その他の営業費用」
III 販売費及び一般管理費	
・販売業務又は一般管理業務に従事する役員・ 従業員の給料	「給与支給総額」
・賃金 ・手当（通勤手当を含む。） ・賞与	
・外注費	「外注費（国内に発生した費用）」 「外注費（国外に発生した費用）」
・減価償却費	「減価償却費」
・賃借料（パソコン等の情報通信機器賃借料）	「賃借料」の「情報通信機器」
・賃借料（「情報通信機器」、「不動産賃借料」 以外の機械・装置賃借料）	「賃借料」の「その他」
・不動産賃借料	「賃借料」の「土地・建物」
・福利厚生費 ・法定福利費 ・販売及び一般管理部門関係の交際費 ・旅費交通費 ・通信費 ・水道光熱費 ・消耗品費 ・租税公課 ・修繕費 ・支払手数料（ロイヤリティを含む。） など	「その他の営業費用」
営業利益×××	

本調査の「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方の金額を消費税額を含めて記入してください。

例えば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合算を記入してください。

また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方にある勘定項目は合算して記入してください。

【参考資料 2】

この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づいて行われている基幹統計調査です。

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
- イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

第二章 公的統計の作成

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 調査票情報等の保護

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。